

令和6年6月1日

県内 保険医療機関、保険薬局  
訪問看護ステーション 各位

茅ヶ崎市こども育成部こども政策課

## 茅ヶ崎市小児医療費助成事業の制度改正について（お知らせ）

日頃より本市の医療費助成事業の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

令和6年7月診療分より、茅ヶ崎市小児医療費助成事業における対象年齢を高校生世代まで拡大することとなりました。

つきましては、貴院のレセプトコンピューターの設定変更や、対象小児の受診に際しての御配慮をいただきたくお願い申し上げます。

今後も、本制度の円滑な実施に向け周知に努めますので、皆様の御理解と御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

## 1. 小児医療費助成事業の概要

現行（令和6年6月診療分まで）

対象年齢	所得制限	公費負担者番号	通院	調剤	入院
0歳から中学3年生まで	なし	81140089	全額 助成	全額 助成	全額 助成

改正後（令和6年7月診療分から）

対象年齢	所得制限	公費負担者番号	通院	調剤	入院
<b>0歳から高校3年生相当まで (平成18年4月2日生から対象)</b>	なし	81140089	全額 助成	全額 助成	全額 助成

## 2. 新たな対象者

今回の制度改正に伴い新たに対象となるのは、在学、婚姻、就労等の状況にかかわらず、平成18年4月2日から平成21年4月1日生まれの方です。対象者からの申請に基づき、小児医療証を送付します。

## 3. 注意事項

学校等での怪我によりスポーツ振興センターや安全振興会による給付を受けられる場合は、そちらを優先してください。

#### 4. 小児医療証の送付

令和6年6月下旬に、今回の制度改正に伴い新たに対象となる高校生世代の方と、制度改正前より小児医療証をお持ちの0歳から中学3年生までの方へ、小児医療証を送付します。

6月下旬に送付する小児医療証の有効期間は、令和6年7月1日から、対象小児が18歳に達する日以後の最初の3月31日となっています。

なお、制度改正前より小児医療証をお持ちの0歳から中学3年生までの方につきましては、令和6年6月30日時点で有効な小児医療証と、令和6年7月1日から有効な小児医療証で、公費負担者番号、受給者番号ともに同じ番号が記載されています。

#### 5. 公費負担者番号

令和5年7月診療分より、茅ヶ崎市の小児医療証は公費負担者番号81140089のみ使用しております。請求の際は、お間違いのないよう御注意ください。

#### 6. 国の公費負担医療制度等の優先使用

小児医療費助成事業の安定的かつ継続的な実施のため、国の公費負担医療制度等の対象となる医療につきましては、国の公費負担医療制度等を第一公費とし、レセプトを御請求いただくよう、御協力お願いいたします。

#### 7. お問い合わせ

##### (1) レセプトの記入方法や請求方法のお問い合わせ

レセプトの記入方法や請求方法は、神奈川県国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金へ御確認いただくようお願いいたします。

##### (2) 制度等全般についてのお問い合わせ

茅ヶ崎市の小児医療費助成事業の制度概要等につきましては、茅ヶ崎市公式ホームページを御確認いただくか、直接お問い合わせいただくようお願いいたします。

事務担当 こども育成部こども政策課 手当給付担当  
電 話 0467-81-7169 (直通)